

小売電気事業者に対する 業務改善命令及び報告要請に係る 今後の対応について

2023年7月28日(金) 第87回 制度設計専門会合 事務局提出資料



本日の御議論

- 旧一般電気事業者等によるカルテル事案に関連して、本年6月19日に、5事業者に対して業務改善命令を行うよう、当委員会から経済産業大臣に勧告を行った。これを踏まえ、本年7月14日に、5事業者に対し、経済産業大臣による業務改善命令が行われた。
- また、上記の命令とともに、今後の制度設計等を円滑に進めていくため、全ての旧一般電気事業 者に対し、域外進出の状況及び障害についての報告を求めた。
- 本日は、**業務改善命令を踏まえた改善計画**に関し、**当委員会で確認を行う際の視点**について、 御議論をいただきたい。
- さらに、改善計画及び域外進出に係る報告について、今後のフォローアップの進め方も御議論をいただきたい。

1. 業務改善命令及び報告要請の概要

- 2. 改善計画に係る確認の視点(案)
- 3. 今後のフォローアップの進め方(案)
- 4. 参考資料

カルテル事案に係る経済産業大臣による業務改善命令

- 旧一般電気事業者等による<u>カルテル事案</u>について、本年3月30日に、公正取引委員会が排除措置命令等を行ったことを踏まえて、同日、電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」という。)は、<u>関西電力、中部電力ミライズ</u>(以下「中電MZ」という。)、中国電力、九州電力及び九電みらいエナジー(以下「九電みらい」という。)に対して報告徴収を行い、事実関係の調査を実施した。
- その結果、「関西電力と中部電力との間」、「関西電力と中国電力との間」及び「関西電力と九州電力・九電みらいとの間」で、長期にわたり頻繁に意見交換等が行われたことや、小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取りが少なくとも一定回数以上含まれていたことなどが判明した。
- 当該行為は、**電力の適正な競争に対する信頼を著しく害する**ものであり、電力自由化の趣旨に 反し、**電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれ**があるものである。
- そのため、当委員会は、今後、このような事案が再度発生しないよう、電力の適正な取引の確保を図る観点から、本年6月19日に、関西電力、中電MZ、中国電力、九州電力及び九電みらいに対して業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に対して勧告を行った。
- 当該勧告を受け、資源エネルギー庁において弁明の機会の付与の手続きが行われ、その後、本年7月14日に、上記5事業者に対し、経済産業大臣による業務改善命令が行われた。

業務改善命令の内容①

- 1. 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、他の旧一電又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金(見積りの提示を含む。)又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- 2. 今後、1. の行為をしないよう、**再発防止のための改善計画を策定**の上、<u>社会に対して公表</u>し、 <u>これを確実に実施</u>すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、書面で報告すること (報告期限:8月10日)。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に 含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評 価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及 び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組み を講じること。
 - ・ <u>社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行</u> **う仕組み**を整えること。
 - ・ 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気 事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関す る意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。

(↓次ページに続く)

業務改善命令の内容②

- ・ 継続的な研修等について、対象者の**受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効**性が図られるものとすること。
- ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度(社内リニエンシー制度)及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- 3. 域外進出(子会社によるものを含む。)のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、書面で報告すること(報告期限:8月10日)。
- 4. 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記2. の改善計画及びその実施状況、又は上記3. の域外進出の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- 5. 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

域外進出の状況等に関する報告要請

- 業務改善命令の対象となった者については、経済産業大臣による当該命令の一部として、<u>域外</u>進出のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項の報告を求めている。
- また、経済産業大臣に対する勧告にあわせて公表した報告書 (※) で、エリア外への進出の実績や、 今後のエリア外への進出に当たって障害となる要因については、旧一般電気事業者全体から情報 を集めることで、今後の制度設計等を円滑に進めていくことが可能となると考えられることから、非 公開を前提とした上で、全ての旧一般電気事業者に報告を求めることとした。
 - ※ 令和5年6月19日付け電力・ガス取引監視等委員会「関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力 株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対する業務改善命令に係る報告書」
- これを踏まえ、本年7月14日に、当委員会から、旧一般電気事業者である小売電気事業者のうち、業務改善命令の対象となっていない6者(北海道電力・東北電力・東京電力EP・北陸電力・四国電力・沖縄電力)に対しても、域外進出のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項について、報告を要請した。

【参考】電力・ガス取引監視等委員会の報告書(抜粋)(本年6月19日)

- I. 総論
- 3. 考えられる再発防止策等について
 - (3) 各社に求めるべきその他の事項

本事案が、旧一般電気事業者間のエリアを越えた適正な競争に対して強い疑念を生じさせたものであることに鑑みれば、関係する旧一般電気事業者間の競争環境の実態を把握し、適正な競争を回復・維持する観点からは、業務改善計画の実施状況等につき継続的な報告を求めるとともに、各社によるエリア外への進出の実績や、今後のエリア外への進出に当たって障害となる要因等についても、当委員会又は経済産業省の求めに応じて報告を行うよう求めるべきである。

なお、各社によるエリア外への進出の実績や、今後のエリア外への進出に当たって障害となる要因については、旧一般電気事業者全体から情報を集めることで、今後の制度設計等を円滑に進めていくことが可能となると考えられることから、非公開を前提とした上で、本事案の対象となっている事業者に留まらず、全ての旧一般電気事業者に当委員会又は経済産業省の求めに応じて報告を求めるべきである。

- 1. 業務改善命令及び報告要請の概要
- 2. 改善計画に係る確認の視点(案)
- 3. 今後のフォローアップの進め方(案)
- 4. 参考資料

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)の整理

- 業務改善命令では、各事業者の改善計画で満たすべき内容が、以下のとおり指定された。
- 改善計画の内容は、一義的には命令の対象である各事業者において検討・策定するものであり、 画一的なものではなく、各事業者の事業運営の実態等を踏まえたものとなる。
- 一方で、今後、当委員会が改善計画の内容を確認していくに当たり、改善計画の適正性確保のための目安として、確認を行う際の視点(チェックポイント)をあらかじめ整理しておくことが有用であると考えられるところ、次ページ以降に示すチェックポイント(案)について、追加すべき点や、明確化すべき点などがあるか御意見をいただきたい。

	改善計画で満たす必要のある事項(業務改善命令より抜粋・再掲)
1	改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から 改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
2	競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる 内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること。
3	社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
4	小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に 接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
5	継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとすること。
6	独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による 制度(社内リニエンシー制度)及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)案①

【業務改善命令の内容】(抜粋)

①改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。

チェックポイント(例)

「改善計画に関する内部的な監査を継続的に行う」

- 内部的な監査を担当する部署は、業務執行部門からの独立性が担保されているか。
- 当該監査は、具体的な頻度や方法が、社内規程等により定められているか。
- 監査の結果について、業務執行部門(例:取締役会)及び監査部門(例:監査役会)に報告することとなっているか。

「外部人材を構成員の過半数に含む組織体」

- 外部人材は、当該会社又はその親会社との間で、会社法上の社外取締役相当又はそれ以上の独立性を有しているか。
- 業務執行部門(例:取締役会)の内部機関(例:監査委員会)以外の組織体であるか。
- 組織体の長が、業務執行取締役以外の者から選定されているか。

「社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組み」

- 当該「組織体」による改善計画の実施状況等の把握・評価の具体的な頻度や方法が、社内規程等により定められているか。
- 当該「組織体」から問題点の指摘や見直しの提言等が行われた際には、取締役会等に報告される仕組みとなっているか。
- 当該「組織体」による提言等があった場合に、当該提言等を踏まえた取締役会等による検討が、透明性を持って実施される仕組みとなっているか。

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)案②

【業務改善命令の内容】(抜粋)

②競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること。

チェックポイント(例)

「競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルール」

- 当該ルールが社内規程等によって定められているか。
- 他の小売電気事業者との接触において禁止される行為の内容が明確に定められているか。
- 小売営業部門等に所属する役職員が、競争関係にある他の小売電気事業者と接触する際に、事前承認及び事後報告(議事要旨の作成等を含む)を必要とする旨が定められているか。
- 上記の事前承認及び事後報告が必要となる従業員や役員等の範囲が明確に定められているか。

「当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組み」

- 小売営業部門等に所属する役職員が、競争関係にある他の小売電気事業者と接触する際に、事前承認及び事後報告(議事要旨の作成等を含む)を必要とする旨が定められているか。(再)
- 業務執行から独立した部署(法務部門・コンプライアンス部門・監査部門等)により、当該ルールの運用状況を把握する仕組みが設けられているか。
- 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールに違反した場合の取扱いや、違反が発覚した場合の報告体制が社内規程等により定められているか。

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)案③

【業務改善命令の内容】(抜粋)

③社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。

チェックポイント(例)

「社内において競争に関する議題を扱う会議」

対象となる会議の範囲が、取締役会に限らず、会議の実態を踏まえて特定されているか。

「法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組み」

- 業務執行から独立した部署(法務部門・コンプライアンス部門・監査部門等)が、当該会議への同席や、議事録・会議資料等の確認などを行う仕組みが設けられているか。
- 対象となる会議の全ての確認又は抜き打ち確認などにより、潜脱を防止する仕組みが設けられているか。
- 確認の結果、法令等遵守の観点から問題又は疑義がある場合の取扱いや報告体制が整備されているか。

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)案④

【業務改善命令の内容】(抜粋)

④小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。

チェックポイント(例)

「小売電気事業の競争に関する継続的な研修等」

- 小売電気事業における独占禁止法及び電気事業法上の問題となる行為(今般の業務改善命令の理由となった行為を含む)、 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルール、社内リニエンシー制度及び内部通報制度に関する内容が、研修 等に含まれているか。
- 当該研修等の頻度や方法が、社内規程等により定められているか。

「競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員」

- 該当する役職員の範囲をどのように特定しているか。
- 該当する役職員の範囲は、営業部門の役職員に限らず、各役職員の実際の業務内容に照らして適切に特定されているか。

「自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員」

- 該当する役職員の範囲をどのように特定しているか。
- 該当する役職員の範囲は、経営企画部門の役職員に限らず、各役職員の実際の業務内容に照らして適切に特定されているか。

「…をその対象者に含む」

- 小売電気事業の競争に関する研修等の対象者の範囲が、社内規程等により定められているか。
- 小売電気事業の競争に関する研修等は、上記の「競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員」及び「自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員」が漏れなく対象となっているか。

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)案⑤

【業務改善命令の内容】(抜粋)

⑤継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとすること。

チェックポイント(例)

「対象者の受講率を把握することなど」

- 小売電気事業の競争に関する研修等の対象者の受講率を把握する仕組みが設けられているか。
- 研修等を受講していない対象者に対して、受講を促す仕組みが設けられているか。

「当該研修等の実効性が図られるものとする」

- 研修等の内容に関する理解の定着を図るためのテスト等を行っているか。
- ・ 当該テスト等を受けていない対象者や、当該テスト等に合格していない対象者に対して、実施や再実施を促す仕組みが設けられているか。

改善計画に係る確認の視点(チェックポイント)案⑥

【業務改善命令の内容】(抜粋)

⑥独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度(社内リニエンシー制度)及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

チェックポイント(例)

「独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成」

- 調査への協力を行った者に対する不当な不利益を防止する措置が講じられているか。
- 法令違反等に関与した者についても、調査に積極的に協力するためのインセンティブが設けられているか。

「当該規程による制度(社内リニエンシー制度)及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底」

- 役職員に対する研修等の機会に、社内リニエンシー制度の存在・内容・利用方法を周知する仕組みがとられているか。
- 役職員に対する研修等の機会に、内部通報制度の存在・内容・利用方法を周知する仕組みがとられているか。
- 研修等の機会における周知は、少なくとも年に1度以上の頻度で行われているか。
- 上記以外の方法による周知(例:社内イントラネットへの掲載)は、全ての役職員が認識・理解できる方法で行われているか。

- 1. 業務改善命令及び報告要請の概要
- 2. 改善計画に係る確認の視点(案)
- 3. 今後のフォローアップの進め方(案)
- 4. 参考資料

今後のフォローアップの進め方(案)

- 各社の改善計画には、今後随時検討・実施すべき内容や、継続的な実施が必要な取組が含まれることが想定される。
- そのため、今後1年間を「集中改善期間」とし、四半期に一度の頻度で、改善計画の実施状況 **についての報告等**を各社に求め、フォローアップを行うこととしてはどうか。
- その際、前回の報告等で未実施だった措置は実施状況及びその内容について、継続的に実施することとした措置は実施結果について、それぞれ報告等を求め、その内容が、改善計画に沿ったものであるかを確認することとしてはどうか。
- また、<u>域外進出の状況等に関する報告</u>については、電力・ガス取引監視等委員会で、各社からの報告内容(今後実施する各社へのヒアリング等の結果を含む。)を検討した上で、<u>電力取引に</u>関するルールの整備や見直しの材料となりうるものは、必要な対応について制度設計専門会合で御議論いただくこととしたい。

- 1. 業務改善命令及び報告要請の概要
- 2. 改善計画に係る確認の視点(案)
- 3. 今後のフォローアップの進め方(案)
- 4. 参考資料

カルテル事案の概要

- 公正取引委員会は、中部電力・中部電力ミライズ、中国電力、九州電力・九電みらいエナジーが、 それぞれ、2018年10月又は11月~2020年10月の間、関西電力との間で互いに相手方の 供給区域で顧客獲得競争を制限する合意(カルテル)を行っていたと認定した(下図参照)。
- これを踏まえ、当委員会で3月30日に報告徴収を実施したところ、各社間で長期にわたり頻繁に意見交換等が行われたこと、これには小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取りが少なくとも一定回数以上含まれていたことなどが判明(※)したことから、業務改善命令を行うよう、6月19日に当委員会から経済産業大臣に対して勧告した。その後、7月14日に経済産業大臣から各社に対して業務改善命令を発出した。(※なお、カルテルがあったと認定するものではないことに留意。)

図:カルテル事案の概要(※公正取引委員会が認定した事実関係を基に整理)

中国電力

関西電力

中部電力・サイズ

期間:遅くとも2018年11月~2020年10月

対象:相対顧客・官公庁等

- ①相手方供給区域に所在する相対顧客獲得の ための営業活動の制限
- ②関西電力による中国電力管内での入札参加 及び安値入札の制限

九州電力 九電みらいエナジー

期間:遅くとも2018年10月~2020年10月

対象:官公庁等

相手方供給区域での安値入札の制限

期間:遅くとも2018年11月~2020年10月

対象:大口顧客

相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客

獲得のための営業活動の制限

- ※相対顧客:特別高圧需要・高圧大口需要・高圧小口需要に 係る電気の使用者(官公庁等を除く。)
- ※大口顧客:特別高圧需要・高圧大口需要に係る電気の使用者 (官公庁等を除く。)
- ※**官公庁等**:特別高圧需要・高圧大口需要・高圧小口需要に 係る電気の使用者であって、国、地方公共団体等(競争入札等 により自らが使用する電気の供給者を決定する者に限る。)

公正取引委員会による排除措置命令等について(命令の概要)

第84回制度設計専門会合 資料3より抜粋

- 公正取引委員会は、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対し、次の事項を含む排除措置命令を行った。
 - ▶ 電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、電気料金等に関する情報交換を行ってはならない
 - ▶ 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
 - ▶ 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該営業活動に従事する役員 及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- ▶ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成 など
- また、公正取引委員会は、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力に対し、 総額1000億円超の**課徴金納付命令**を行った。

【各社の課徴金額】

事業者	課徴金額	排除措置命令
中部電力	201億8338万円	_
中部電力ミライズ	73億7252万円	
中国電力	707億1586万円	\bigcirc
九州電力 ※1	27億6223万円	\bigcirc
九州電力みらいエナジー ※1	_	\bigcirc
関西電力 ※ 2	_	_

- ※ 1 公取委の調査に協力したため、課徴金減免制度により一部減額。九電みらいエナジーは課徴金ゼロ。
- ※2 公取委に違反を自主申告したため、課徴金減免制度により処分を免れた。

参考条文(業務改善命令関連)

電気事業法(昭和39年法律第170号)

(業務改善命令)

- 第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は<u>電気</u>事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 第六十六条の十三 <u>委員会は、</u>第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、<u>電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる</u>。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。
- 2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- **3** 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第百六条

3 <u>経済産業大臣は</u>、第一項の規定によるもののほか、<u>この法律の施行に必要な限度において、</u>政令で定めるところにより、<u>小売電気事業者等、</u>一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。